

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「P F I 法」という。）第 7 条の規定に基づき大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 11 条の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 7 年 9 月 5 日

近畿地方整備局長 齋藤 博之

特定事業（大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業）の選定について

1. 事業概要

本事業は、事業対象区域に存する道路照明（以下「本施設」という。）の維持補修並びに、本施設のうち未 L E D 化道路照明（以下「L E D 化対象照明」という。）を L E D 道路照明（以下「L E D 化完了照明」という。）に取替える工事を P F I 法に基づき実施するものである。選定された民間事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本事業の遂行のみを目的とした会社（以下「事業者」という。）を設立し、P F I 事業を実施することを基本としている。

(1) 事業の名称

大阪国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

一般国道 26 号、481 号

(3) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 中野 洋昌

（「国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）」第 31 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 齋藤 博之）

(4) 事業の目的

本事業は、平成 28 年 5 月 13 日閣議決定された『地球温暖化対策計画』における政府目標である『L E D 等高効率照明が、2030 年（令和 12 年）までにストックで 100% 普及の実現』に向けて、本施設の維持補修を行うとともに、既設未 L E D 化道路照明を L E D 道路照明に取替え、事業期間中引き続き維持補修を行うものであり、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 事業対象区域の概要

① 所在地

大阪市住之江区西住之江地先 ～ 大阪府泉南郡岬町深日地先
大阪府泉佐野市りんくう往来北地先 ～ 泉佐野市高松南地先

② 事業対象

一般国道 26 号、481 号

③ 延長

道路延長：約 49.7km

(6) 特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、次の①および②に掲げるものとし、各業務の詳細

細については入札公告時に示す。

① 維持補修業務

- (ア) 点検業務
- (イ) 補修工事
- (ウ) 道路照明台帳更新・管理業務

② 取替工事業務

- (ア) 事前調査業務（現地踏査等）
- (イ) L E D道路照明灯具等の選定・調達業務
- (ウ) L E D化対象照明のL E D道路照明への取替工事
- (エ) 撤去したL E D化対象照明の収集運搬・産業廃棄物処分
- (オ) 道路照明台帳更新業務

(7) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（O（Operate）＋B T O（Build Transfer Operate）方式）で実施する。

民間事業者は、事業対象区域において、事業契約締結後直ちに本施設の維持補修業務を行う（O方式）とともに、事業期間中にL E D化対象照明をL E D道路照明に取替える工事を行い、工事完了後に順次、当該L E D化完了照明の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、本施設（L E D化完了照明を含む。）の維持補修業務を行う（B T O方式）こととする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、近畿地方整備局と民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和17年3月31日までの約9年間を予定する。

(9) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、以下を予定している。

事業契約の締結	令和8年3月頃
L E D化対象照明の取替完了	令和9年3月末
事業完了	令和17年3月末

(10) 選定事業者に対する支払い

本事業における民間事業者への支払いは以下のとおりである。

ア 維持補修業務に係る対価

近畿地方整備局は、本施設の維持補修業務に係る対価について、事業契約に従い事業契約書に定める額を支払う。

なお、維持補修業務のうち定常的な業務（点検業務及び道路照明台帳更新・管理業務）に係る対価については、事業期間中に亘って均等に支払う予定であり、非定常的な業務（補修工事業務）に係る対価については、本事業開始以前の実績に基づき予め所定の数量を計上し、毎年度末における当該年度の実績に基づき設計変更（精算）する予定である。

イ 取替工事業務に係る対価

近畿地方整備局は、ＬＥＤ化対象照明の取替工事業務に係る対価について、ＬＥＤ化完了照明全てを国への所有権移転後、令和８年度から令和１６年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。

2. PFI 事業として実施することの客観的評価

(1) コスト算出による定量的評価

本事業について、近畿地方整備局が直接事業を実施する場合とＰＦＩ事業で実施する場合の公共負担額の比較を行うに当たって、その前提条件を「別紙 定量的評価の根拠」のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は近畿地方整備局が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではない。

上記の前提条件のもとで、近畿地方整備局が直接事業を実施する場合とＰＦＩ事業で実施する場合の公共負担額を比較すると、ＰＦＩ事業で実施する場合は、近畿地方整備局が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、約３．３％のＶＦＭが見込まれる結果となった。

(2) PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業をＰＦＩ事業として実施する場合の主な定性的効果として以下が挙げられる。

① 取替工事の工程を最適化

ＬＥＤ化対象照明のＬＥＤ道路照明への取替工事を一括発注することにより、効率的かつ効果的な工程調整が期待できる。

② 同一路線内の効率的な維持補修の実施

同一路線内の取替えを実施した道路照明のみならず、事業対象区域の道路照明全てを一括して維持補修を実施することで、効率性向上が期待できる。

③ ワンストップ体制の構築による円滑な事業推進

取替工事から維持補修までの地元・関係機関協議をワンストップ体制で行うことで、不測の事態に対する迅速な対応等、円滑な事業推進が期待できる。

④ 民間資金等の活用による財政負担の平準化

本事業をＰＦＩ事業として実施することで、取替工事及び維持管理などに要する費用を、サービスの対価として毎年定額で支払うことから、財政支出を平準化することが可能となる。

⑤ リスク分担の明確化による安定した事業実施

発生が想定されるリスクについて近畿地方整備局と事業者間の責任分担を明確化し、マネジメントにノウハウがある事業者に最大限の努力が可能な範囲でリスクを移転することにより、リスク管理の最適化が図られ、非常時における適切かつ迅速な対応が可能となるとともに、リスクの顕在化の予防に資することが想定され、事業目的の円滑な遂行や安定した維持補修業務の実施が期待できる。

(3) 総合的評価

以上のことから、本事業は、P F I 事業として実施することにより、定量的評価および定性的評価に係る効果が発揮されるものと期待できる。このため、本事業をP F I 法第7条に規定する特定事業として選定することが適当であると認める。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC（現在価値ベース）	（非公表）	・ その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため
②PFI-LCC（現在価値ベース）	（非公表）	
③VFM（金額）	（非公表）	
④VFM（割合）	3.3%	

2. VFM 検討の前提条件		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	1.2%	・ 「VFM（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ設定した。
②物価上昇率	—	・ 物価変動の影響は物価変動リスクの調整により行い、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。

3. 事業費などの算出方法			
項目	PSC の費用の項目	PFI-LCC の費用の項目	算出根拠
①取替工事にかかる費用の算出方法（このうち資金調達に係る費用は③参照のこと。）	・ 事前調査費 ・ LED道路照明灯具等の選定・調達費 ・ 取替工事費 ・ 収集運搬・産業廃棄物処分費 ・ 道路照明台帳更新費	・ 事前調査費 ・ LED道路照明灯具等の選定・調達費 ・ 取替工事費 ・ 収集運搬・産業廃棄物処分費 ・ 道路照明台帳更新費 ・ 事業者の開業に伴う費用 ・ 引渡日までの事業者の運営費 ・ 融資組成に伴う費用 ・ 建中金利	・ PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、一括発注による効果を考慮して算出した。
②維持補修にかかる費用の算出方法	・ 点検費 ・ 補修工事費 ・ 道路照明台帳更新・管理費	・ 点検費 ・ 補修工事費 ・ 道路照明台帳更新・管理費	・ PSC の各経費については、事業実績を基に算定した。 ・ PFI-LCC の各経費については、PSC と同等に算定した。
③資金調達にかかる費用の算出方法		・ 取替工事終了後に借り換える長期借入による発生金利分を割賦手数料として計上	・ 資金調達条件については、過去のPFI 事業の実績等を参考に、近時の金融市況を元に設定した。
④その他の費用	・ 発注手続きに係る間接コスト	・ PFI 事業実施に係る公共側の費用 ・ 事業期間中の事業者の運営費 ・ 事業者の税引前利益	・ PFI-LCC は、事業者の運営費等を計上した。